令和７年度
三重労働局行政運営方針

ハローワーク四日市キャラクター
よかち

ハローワーク桑名キャラクター
クワンナ

ハローワーク鈴鹿キャラクター
ハロちゅん

ハローワーク津キャラクター
はぴばら

ハローワーク伊賀キャラクター
ハロにん

雇用環境・均等室キャラクター
こきんちゃん

伊賀労働基準監督署キャラクター
ケガせんぞう

ハローワーク松阪キャラクター
ハロ松

ハローワーク熊野キャラクター
はろくま

松阪労働基準監督署キャラクター
あわてずまつぞう

ハローワーク伊勢キャラクター
イセッティ

松阪労働基準監督署キャラクター
まつさかまもる

ハローワーク尾鷲キャラクター
おわせヒノッキー

厚生労働省三重労働局
労働基準監督署・ハローワーク

三重労働局行政運営の基本方針

第１　最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細やかな支援など、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい職場環境整備に取り組むとともに、雇用形態に関わらない公正な待遇（同一労働同一賃金）や非正規雇用労働者の処遇改善に取り組みます。

１ 最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模事業者の生産性向上に向けた支援、非正規雇用者への支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１

第２ 人材確保の支援の推進

少子高齢化の進行や県外への流出者の増加等により三重県内の生産年齢人口が減少しており、多くの職種において人材確保が困難な状況が継続しています。特に中小企業においては人手不足感が深刻化しているため、重点的なマッチング支援や求人の質的確保及び充足支援に取り組みます。

１ 人材確保の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

第3 リ・スキリング、労働移動の円滑化

職場における学び・学び直しの支援策の周知・活用を図りながら労使のニーズに応じた取組を進めるほか、それぞれの意欲と能力に応じて活躍するために円滑な労働移動を可能とする環境整備に取り組みます。

１ リ・スキリングによる能力向上支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３
２ 労働移動の円滑化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４

第４ 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

女性、非正規雇用労働者、若年者、障害者、高齢者など、すべての方が活躍できるように求職者の相談支援や企業の人材確保の支援に取り組むほか、長時間労働の抑制、労働条件の確保など、誰もが安心して働くことができる良好な職場環境の整備に取り組みます。

１ 多様な人材の活躍促進　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５
２ 女性活躍推進に向けた取組促進等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７
３ 総合的なハラスメント防止対策　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８
４ 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた職場環境等・・・・・・・・８
５ 安全で健康に働くことができる環境づくり　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・９
６ フリーランスの就業環境の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・13

第１　最低賃金・賃金の引上げに向けた支援
非正規雇用労働者への支援

１　最低賃金・賃金の引上げに向けた中小・小規模企業等支援、非正規雇用労働者への支援

（１） 事業場内最低賃金の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた支援

生産性向上（設備・人への投資等）や、正規・非正規の格差是正、より高い処遇への労働移動等を通じ、労働市場全体の賃上げを支援する「賃上げ」支援助成金パッケージについて周知を行います。

加えて、厚生労働省が委託する「働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口や中小企業庁が委託する、よろず支援拠点など関係機関とも連携し、周知や情報提供を実施します。

また、労働局及び監督署においても、中小企業等が賃上げの原資を確保できるよう「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知、最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備等の取組を行うとともに、監督署において、企業が賃金引上げを検討する際の参考となる地域の平均的な賃金や企業の好取組事例等が分かる資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行います。

（２） 地方版政労使会議の開催

地方版政労使会議については、中小企業・小規模事業者における賃金引上げに向けた環境整備及び働き方改革、地域における若者や非正規雇用労働者等の労働環境の改善に向けて、地域の政労使の代表者や地方公共団体の協力を得て、構成員が講ずる支援策の紹介等を行うなど、機運の醸成に努めます。

（３） 最低賃金制度の適切な運営

三重地方最低賃金審議会の円滑な運営を図り、最低賃金が改定された際には、賃金額の周知と履行確保を図ります。

三重県最低賃金　時間額 *1,023* 円　（発効日　令和6年10月1日）

三重県特定（産業別）最低賃金　（発効日　令和6年12月21日）

電線・ケーブル製造業	時間額	*1,033* 円
電気機械器具製造業	時間額	*1,031* 円
輸送用機械器具製造業	時間額	*1,047* 円

チェックマん

（４）同一労働同一賃金の遵守の徹底

監督署による定期監督等において、同一労働同一賃金に関する確認を行い、短時間労働者、有期雇用労働者又は派遣労働者の待遇等の状況について企業から情報提供を受けることにより、効率的な報告徴収又は指導監督を行い、是正指導の実効性を高めるとともに、支援策の周知を行うことにより、企業の自主的な取組を促します。

（５） 非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員（多様な正社員を含む。）への転換、年収の壁を意識せず働くことのできる環境づくりなどに取り組んだ事業主を支援するキャリアアップ助成金の周知、活用勧奨等を行います。

第２　人材確保の支援の推進

１　人材確保の支援

（１）人材確保対策

①　人材確保の支援及び課題解決支援

少子高齢化の進展に伴い労働力人口が減少する中、ハローワークを利用する求人者・求職者に対して人材確保の支援及び課題解決支援を重点的に取り組みます。

○求人者向け
・企業向けセミナーによる求職者の動向、人材確保に向けたポイント説明や求人票の作成支援
・企業説明会や面接会によるマッチング支援
○求職者向け
・就職活動に向けた準備セミナーや応募書類の作成支援
・面接トレーニング等求職者の個々の課題に応じた支援の強化による利用促進

②　人材確保コーナーでの支援

ハローワーク津に「人材確保コーナー」を設置し、特に医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野など雇用吸収力の高い分野について、関係団体等と協議会を構成し、取組計画を策定のうえイベントの共同開催や情報発信など人材確保に向けた連携を図ります。

③　職場定着への取組

現在就業している従業員の職場定着を図るため、雇用管理改善コンサルタントや介護労働安定センターと連携のうえ雇用管理の改善に取り組み、魅力的な職場作りによる職場定着の向上を図ることで求人者の人材確保を支援します。

（２）ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

働き方や価値観が多様化する中、求人者や求職者の抱える課題に丁寧に対応し、ハローワークの職員が相談支援や課題解決を的確に実施できるよう、職業相談技法やキャリアコンサルティングに関する啓発や研修を実施し、職員のキャリアコンサルティング資格取得に取り組みます。

（３）雇用仲介事業者への対応

雇用仲介事業者については、令和７年１月より、職業紹介事業者の許可条件にお祝い金・転職勧奨禁止を追加し、募集情報等提供事業者にて労働者に金銭等の提供をすることを原則禁止することとしたことから、あらゆる機会を通じて周知を行うとともに、厳正な指導監督を実施し、適切に履行されるよう取り組みます。

第３　リ・スキリング、労働移動の円滑化

１　リ・スキリングによる能力向上支援

（１）　教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した場合に、その費用の一部を支給する「教育訓練給付制度」について、令和６年10月から給付率が引き上げられたことを踏まえ、制度拡充を含めた周知を様々な機会を捉えて行います。

また、令和７年10月には、改正雇用保険法等により、雇用保険被保険者が教育訓練を受けるための休暇を取得した場合に訓練期間中の生活費を支援する「教育訓練休暇給付金」や、雇用保険被保険者以外の者に対して教育訓練費用と生活費を融資する新たな融資制度が創設・施行予定であることから、これらについても円滑な施行に向けた周知を行っていきます。

（２）　労働者のキャリア形成やリ・スキリングの取組を促すための相談支援事業等の拡充

キャリア形成・リスキリング推進事業では、「キャリア形成・リスキリング支援センター」及び県内ハローワークでの「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」において、キャリアコンサルタントによるジョブ・カードの活用等を通じた相談支援を行います。

（３）　求職者支援制度の活用促進

雇用保険を受給できない方やスキルアップを目指す非正規雇用労働者等の安定した職業への再就職や転職を促進するため、就職に必要な技能・知識を習得できる求職者支援制度を積極的に周知・広報し、制度の活用を推進します。

（４）　ハロートレーニング（公的職業訓練）によるデジタル系をはじめとした人材育成の推進

「デジタル田園都市国家構想総合戦略」に基づくデジタル人材育成に向け、更なるデジタル系職業訓練コースの充実を図り、多くの受講者を確保し、ハローワークでの丁寧な個別支援により就職に結びつけます。

また、人材ニーズが顕著である介護やその他分野においても職業訓練を活用した人材育成を推進し、人手不足解消を目指します。

（５）人材開発支援助成金による人材育成の推進

人材開発支援助成金について、賃金助成額の引上げ、非正規雇用労働者に対する助成メニューの見直しを中心に積極的な周知を行うことにより、企業内での人材育成を推進します。

また、人材開発支援助成金（事業展開等リスキリング支援コース）についても、引き続き周知を行い、特にデジタル分野における訓練の活用を促します。

事業展開等リスキリング支援コースの
支給決定件数推移
（令和４年12月施行）
（令和６年度は11月分まで）

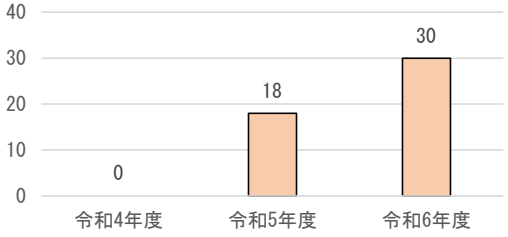

２ 労働移動の円滑化

（１） 「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の推進

個々人がそれぞれの意欲と能力に応じて成長分野等へ円滑な労働移動を行えるよう「労働市場情報の見える化」を進めマッチング機能の強化に取り組みます。

「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した求職者の就職活動支援及び求人者の採用支援を進めるとともに、労働市場のインフラとして効率的に機能するよう、積極的な周知を行います。

また、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引き」及びこれを踏まえた「しょくばらぼ（職場情報総合サイト）」の利活用等について、周知に取り組みます。

（２）就職困難者を雇い入れる事業主への支援による労働移動の円滑化

就職困難者を成長分野(デジタル・グリーン)の業務に従事する労働者として雇い入れる事業主、又は雇い入れた上で人材育成計画を策定し、人材育成を行ったうえで５%以上賃金の引き上げを行う事業主に対して、高額助成を行う特定求職者雇用開発助成金(成長分野等人材確保・育成コース)について、事業主への制度内容の周知を積極的に行うなど、制度の活用をより一層進め、就職困難者を対象とした成長分野への労働移動や賃上げを促進します。

（３）地域雇用の課題への対応

地方公共団体と締結している「雇用対策協定」に基づく事業を推進し、国と地方が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行います。

都市部から三重県への移住を伴う地域を越えた再就職を希望する求職者に対しては、移住希望者の個々のニーズに応じた就職支援を行います。

第４　多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

１　多様な人材の活躍促進

（１） 高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

70歳までの継続雇用制度導入等の就業確保措置未実施企業に対し、積極的な取組を依頼するなど、あらゆる機会を捉えて啓発指導を行います。

県内７ヶ所のハローワークに設置した「生涯現役支援窓口」において、年金等の社会保障制度等を踏まえた職業生活の再設計に係るきめ細やかな支援、求人開拓およびジョブ産雇（（公財）産業雇用安定センター）との連携により事業主や高年齢求職者に対するマッチング支援を強化します。

地域のシルバー人材センターと連携し、高年齢求職者に多様な就業機会を提供します。

（２） 障害者の就労促進

三重県と策定している「障がい者雇用推進のための取組指針2025」に基づき、障害者がいきいきと活躍できるように、関係機関と連携した就職・定着支援を行います。

法定雇用率が、令和８年７月から2.7%に引き上げられ、新たに３７．５人以上～４０．０人未満規模の企業に雇用義務が生じます。また、令和７年４月に除外率が１０ポイント引き下げられます。雇用率未達成企業の増加が見込まれることから、対象企業への早期の周知・啓発を実施し、障害者の計画的な雇入れを促進します。

あわせて、ハローワークと三重障害者職業センター等の地域の関係機関が連携し、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫したチーム支援等を実施します。

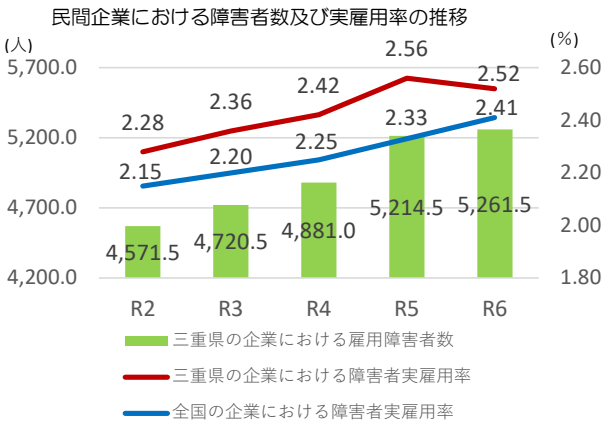

①「もにす認定」の取得促進

障害者雇用に関する優良な取り組みを行っている中小企業主への認定制度（もにす認定）を積極的に周知し、優れた取組を紹介するとともに取得の促進に努めます。

②　精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催

精神・発達障害者を温かく見守り、支援する応援者が「精神・発達障害者しごとサポーター」となっていただくよう養成講座を開催します。

（３） 外国人求職者等への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握

① 外国人留学生等に対する就職

外国人留学生に対しては、みえ新卒応援ハローワーク及びハローワーク四日市に設置されている外国人留学生コーナーにおいて、専門相談員による職業相談、応募書類添削、大学のキャリアセンターと連携した早期就職の実現セミナー等を実施します。事業主に対しては、外国人留学生雇用管理アドバイザーによる雇用管理の改善等の支援を実施します。

外国人雇用事業所数と外国人労働者数の推移

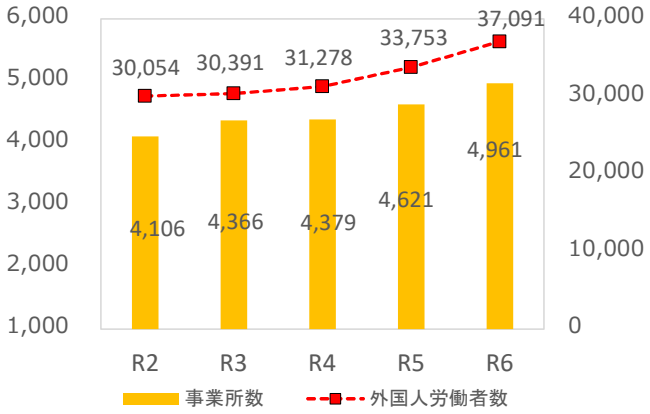

② 外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

外国人雇用管理改善に向け、事業主に対し、外国人雇用管理アドバイザーによる専門的な相談・指導等の充実を図り、外国人雇用状況届出制度の周知・啓発及び、届出の履行を推進し、届出情報の適正な管理を行います。

（４）多様な課題を抱える新規学卒者、若年者、中高年層への支援

① 新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

就職活動の動き出しが早い学生と遅い学生の二極化が顕著になっている中、多様な課題を抱える新規学卒者等に対し、みえ新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターによる担当者制のきめ細やかな就職支援、就職後の定着支援等を実施します。

② ユースエール認定の積極的な周知

若者の採用・育成に積極的で、若者の雇用管理の状況などが優良な中小企業主への認定制度（ユースエール認定）を積極的に周知し、取得の促進に努めることで、求職中の若年者とのマッチング向上を図ります。

③ 就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

就職氷河期世代を含む中高年層の方々の活躍の場を広げられるよう、ハローワークに専門窓口を設置し、それぞれの専門担当者がチームを結成の上、就職から職場定着まで一貫した支援を実施します。

④ 若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援

四日市市・津市・伊勢市・伊賀市に設置している「地域若者サポートステーション」（サポステ）では、15歳から49歳までの若年無業者等を対象に、ハローワークと連携した支援を実施します。

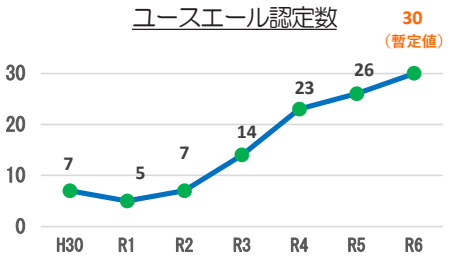

「エールベア」
ユースエールキャラクター

「わーくまくん・わーくまちゃん」
サポステキャラクター

（５） 雇用保険制度の適切な運営

雇用保険の給付業務については、雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行うとともに、令和７年1月から実施しているオンライン失業認定や、マイナポータルを通じた離職者への離職票の直接交付を推進します。適用業務については、オンライン申請の利用促進や未手続事業・労働者の把握・解消に向けた計画的な取組を行います。

２　女性活躍促進に向けた取組促進等

（１） 女性活躍推進法等の履行確保及び男女間賃金差異に係る情報公表を契機とした女性活躍に向けた取組推進等

女性活躍推進法に基づき、常時雇用する労働者数301人以上の事業主に義務付けられている男女の賃金の差異に係る情報公表等について、着実な履行確保を図ります。

また、男女の賃金の差異の要因分析と情報公表を契機とした雇用管理改善及び一層の女性の活躍推進に向けた取組を促すとともに、「女性の活躍推進企業データベース」の積極的な活用を勧奨します。

加えて、「えるぼし」、「プラチナえるぼし」認定の取得に向けた働きかけを行います。

さらに、女性活躍推進法の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて、周知に取り組みます。

（２） マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

子育て中の方を対象としたマザーズコーナー（四日市、伊勢、津ハローワーク及びハローワークプラザ名張に設置）において、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、子育て支援センターや地方公共団体などと連携したアウトリーチ型支援を強化します。

また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及びオンラインハローワークシステムを活用したオンライン職業相談を推進します。

３　総合的なハラスメント防止対策

（１） 職場におけるハラスメントに関する雇用管理上の防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施する等により、法の履行確保を図ります。
また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、ウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用を促進します。

（２） カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

カスタマーハラスメント対策を推進するため、マニュアル等を活用して、企業の取組を促します。
また、就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対してはハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知を図り、学生からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を促します。
加えて、これらのハラスメント対策を強化する労働施策総合推進法等の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分理解されるよう、周知に取り組みます。

４ 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備等

（１） 仕事と育児・介護の両立支援

① 育児・介護休業法の周知及び履行確保、環境整備支援

育児期の柔軟な働き方を実現するための措置の義務付けや、男性の育児休業等取得状況の公表義務の対象を300人超の事業主に拡大すること、介護離職を防止するための仕事と介護の両立支援制度の個別の周知・意向確認等を内容とする育児・介護休業法の改正について、周知に取り組み、着実な履行確保を図ります。
あわせて、労働者の権利侵害が疑われる事案や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いが疑われる事案を把握した場合には、事業主に対する積極的な報告徴収・是正指導等を行います。
また、 男女とも仕事と育児・介護を両立しやすい環境の整備に向けた企業の取組を支援する両立支援等助成金の活用を図ります。

② 次世代育成支援対策の推進

次世代育成支援対策推進法について、有効期限を10年延長した上で、同法に基づく一般事業主行動計画策定・変更時に、育児休業等の取得状況及び労働時間の状況等に係る状況把握・数値目標の設定を事業主に義務付けること等を内容とする改正について、周知に取り組み、着実な履行確保を図ります。
あわせて、「くるみん」、「プラチナくるみん」、「トライくるみん」及び「プラス」の新しい基準等について周知するとともに、認定の取得に向けた働きかけを行います。

取得するくるみんの種類によりマークが変わります

③ 出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の活用

両親ともに働き育児を行う「共働き・共育て」を推進する観点から、令和７年４月にスタートした子の出生後一定期間内に雇用保険被保険者とその配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合に給付する「出生後休業支援給付」及び２歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に給付する「育児時短就業給付」の円滑な実施に向け、あらゆる機会を捉えて育児休業取得予定の雇用保険被保険者や事業主等に対して周知に取り組みます。

（２） 多様な働き方の実現に向けた環境整備等

短時間正社員をはじめとする多様な正社員制度や、テレワークや勤務間インターバル制度導入のための支援に取り組みます。

また、 年次有給休暇の時季指定義務の周知や、計画的付与制度及び時間単位年次有給休暇の導入を促進します。

あわせて、10月の「年次有給休暇取得促進期間」、年次有給休暇を取得しやすい時季（夏期、年末年始、ゴールデンウィーク）の集中的な広報を行います。

５　安全で健康に働くことができる環境づくり

（１） 長時間労働の抑制

① 長時間労働の抑制に向けた監督指導の徹底等

各種情報から時間外・休日労働時間数が1か月当たり80時間を超えていると考えられる事業場及び長時間にわたる過重な労働による過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対する監督指導を引き続き実施します。

また、過労死等の防止のための対策については、11月の過労死等防止啓発月間を中心に過労死等防止対策推進法等に基づき、労働行政機関等における対策とともに、民間団体の活動に対する支援等の対策を効果的に推進します。

主な違反事項の違反件数と違反率

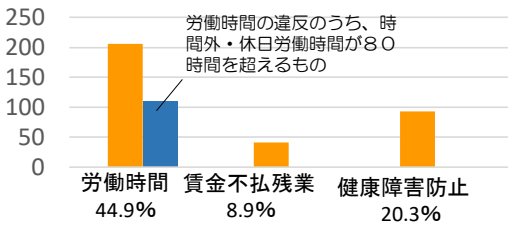

※令和5年度において、長時間労働が疑われる事業場（459事業場）に対して実施した監督指導結果より

② 中小企業・小規模事業者等に対する支援

生産性を高めながら労働時間の短縮等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して助成（働き方改革推進支援助成金）を行うとともに、働き方･休み方改善ポータルサイトを通じた企業の改善策の提供と好事例の紹介、働き方・休み方改善コンサルタントによる専門的な助言・指導等を行います。

全ての監督署に編成した「労働時間相談・支援班」において、説明会の開催や中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法等の周知、時間外・休日労働協定の作成方法の教示等きめ細やかな相談・支援等を引き続き実施します。

③ 令和６年度適用開始業務等への労働時間短縮に向けた支援

建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制適用の遵守には、取引関係者、国民全体の理解を得ていくことが重要であり、引き続き、上限規制特設サイト「はたらきかたススメ」等を通じて、必要な周知を行います。

トラック運転者については、引き続き、関係省庁とも連携しながら、発着荷主等に対して、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等についての監督署による要請等を行うとともに、賃金水準の向上に向けて、賃金の原資となる適正な運賃（標準的な運賃）を支払うことについて周知を行います。

医師については、医療機関の勤務環境改善に向けた取組を支援するため、医療労務管理支援事業における医療勤務環境改善支援センターによるきめ細やかな相談対応、助言を引き続き行います。

④ 長時間労働につながる取引環境の見直し

大企業・親事業者の働き方改革に伴う下請等中小事業者への「しわ寄せ」防止については、例年11月に実施している「しわ寄せ防止キャンペーン月間」に、集中的に周知啓発を行います。

監督指導の結果、下請中小企業等の労働基準関係法令違反の背景に、親事業者等の下請代金支払遅延等防止法等の違反が疑われる場合には、関係省庁に確実に通報します。

（２） 労働条件の確保・改善対策

① 法定労働条件の確保等

監督指導、説明会等の各種行政手法を用い、基本的労働条件の枠組みの確立をはじめとする法定労働条件の確保に取り組むとともに、各種情報に基づき、法違反が疑われる事業場に対して、必要に応じて監督指導を実施し、重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

② 特定の労働分野における労働条件確保対策の推進

技能実習生、自動車運転者、障害者である労働者等については、関係機関との情報共有や相互通報を適切に行うとともに、法違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施します。

（３）労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

2023年度からスタートした「三重労働局第14次労働災害防止計画」に基づき事業者、労働者、労働局、災害防止団体等の関係者が一体となって「令和７年 死亡災害ゼロ・アンダー2,000みえ推進運動」等の労働災害防止対策を総合的かつ計画的に推進します。

① 事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むため、様々な機会を通じて、安全衛生対策に取り組む必要性や意義等について周知啓発を行うとともに、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からプラスとなることについても積極的に周知啓発を図ります。

② 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

中高年齢の女性をはじめとして災害発生率が高く、小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」及び腰痛等の「動作の反動・無理な動作」など、職場における労働者の作業行動を起因とする労働災害（行動災害）防止のため、管内のリーディングカンパニー等を構成員とする協議会の設置・運営、企業における自主的な安全衛生活動の導入を支援する取組等により、管内全体の安全衛生に対する機運醸成を図ります。

③ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境の実現に向けた「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）及び中小企業による高年齢労働者の労働災害防止対策等を支援するための補助金（エイジフレンドリー補助金）の周知を図ります。

［人］ **高年齢労働者の労働災害発生状況**

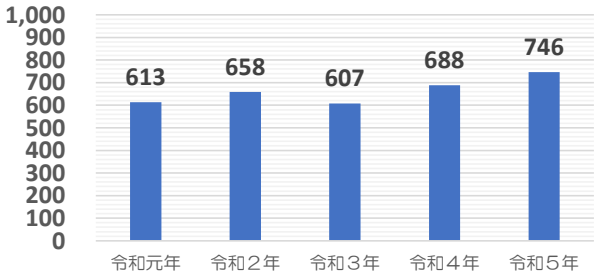

④ 業種別の労働災害防止対策の推進

業種別（製造業、建設業、道路貨物運送業、小売業、社会福祉施設など）の労働災害防止対策として、法令改正や各種ガイドラインの周知を図ります。

令和６年　業種別・事故の型別労働災害発生状況（Ｒ6.12月末現在 暫定値）

（死亡災害）

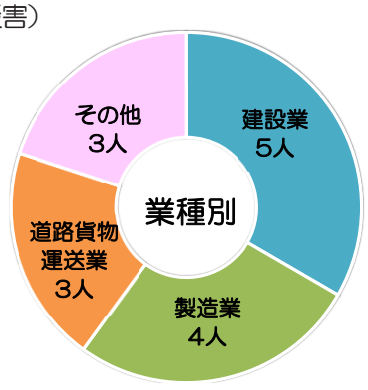

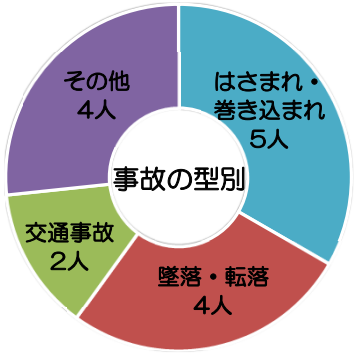

（死傷災害）

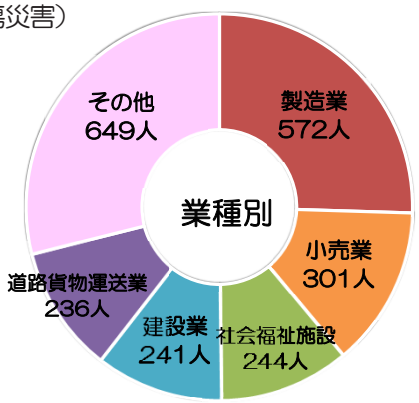

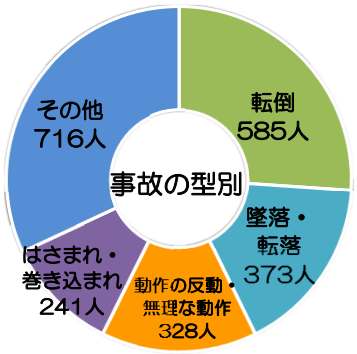

⑤　労働者の健康確保対策の推進

長時間労働やメンタルヘルス不調などによる健康障害を防止するため、長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度をはじめとするメンタルヘルス対策などの労働者の健康確保の取組が各事業場で適切に実施されるよう、引き続き指導等を行うとともに、労働者及び労災保険特別加入者のメンタルヘルス対策に係る情報提供・相談対応等を行う「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」について周知を図ります。

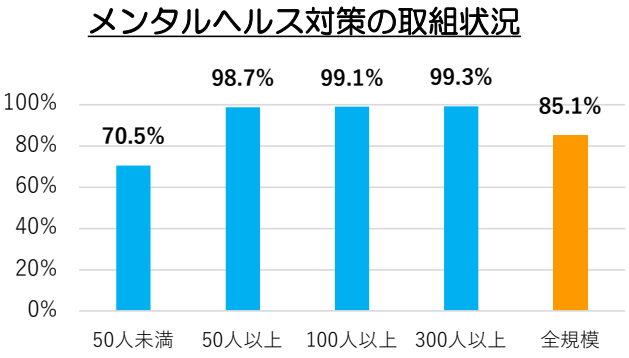

⑥　化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質の自律的管理に係る労働安全衛生関係法令が令和６年４月から全面施行されたことから、その円滑な実施のため化学物質管理強調月間等の機会を活用し広く周知を図ります。

建築物等の解体・改修作業に従事する労働者の石綿ばく露を防止するため、石綿障害予防規則等に基づき、建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査の徹底を図ります。また、石綿事前調査結果報告システムによる事前調査結果等の報告や石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の徹底、並びにリフォーム等も含む解体等工事の発注者への制度の周知を図ります。

⑦　熱中症予防対策の推進

近年、夏の暑さを背景に屋外作業を中心に熱中症による重篤な労働災害が多発しているため、熱中症予防キャンペーン期間（５月～９月）を中心に、熱中症予防のために把握することが有効な「暑さ指数」の周知、先進的な取組の紹介、労働者等向けの教育ツールの提供、「職場における熱中症予防基本対策要綱」の周知・指導等の取組を行います。

また、今年の夏に向けて、熱中症の自覚症状がある場合等の報告体制の整備、重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及びこれらの関係労働者への周知の措置を事業者に義務づける労働安全衛生法施行規則の改正が予定されており、その改正内容について周知及び指導の徹底を図ります。

⑧　労働安全衛生法等の改正内容の周知

個人事業者等に対する安全衛生対策の推進のために注文者等が講ずべき措置等の規定、労働者数50人未満の事業場へのストレスチェックの義務付け等を内容とする労働安全衛生法等の改正法案等が成立した場合には、円滑な施行に向けて、改正内容について十分な周知に取り組みます。

（４）労災保険給付の迅速・公正な処理

労災保険給付の請求について、迅速な事務処理を行い、適正に認定します。
特に、近年増加している過労死等事案（精神障害、脳・心臓疾患）については、認定基準に基づき、迅速・公正な処理を行います。

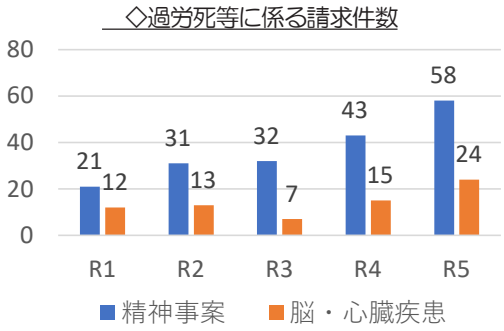

６　フリーランスの就業環境の整備

（１） フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

フリーランスから本法の就業環境の整備違反に関する申出があった場合は、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、法の着実な履行確保を図ります。
また、フリーランスから委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。
さらに、全国の監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するなど適切に対応するとともに、申告がなされた場合には、特段の事情がない限り、原則として労働者性の有無を判断し、必要な指導を行います。
また、被用者保険の更なる適用促進を図るため、監督署において労働基準法上の労働者と判断した事案については、日本年金機構年金事務所及び労働局労働保険適用徴収部門への情報提供を徹底します。

管内略図

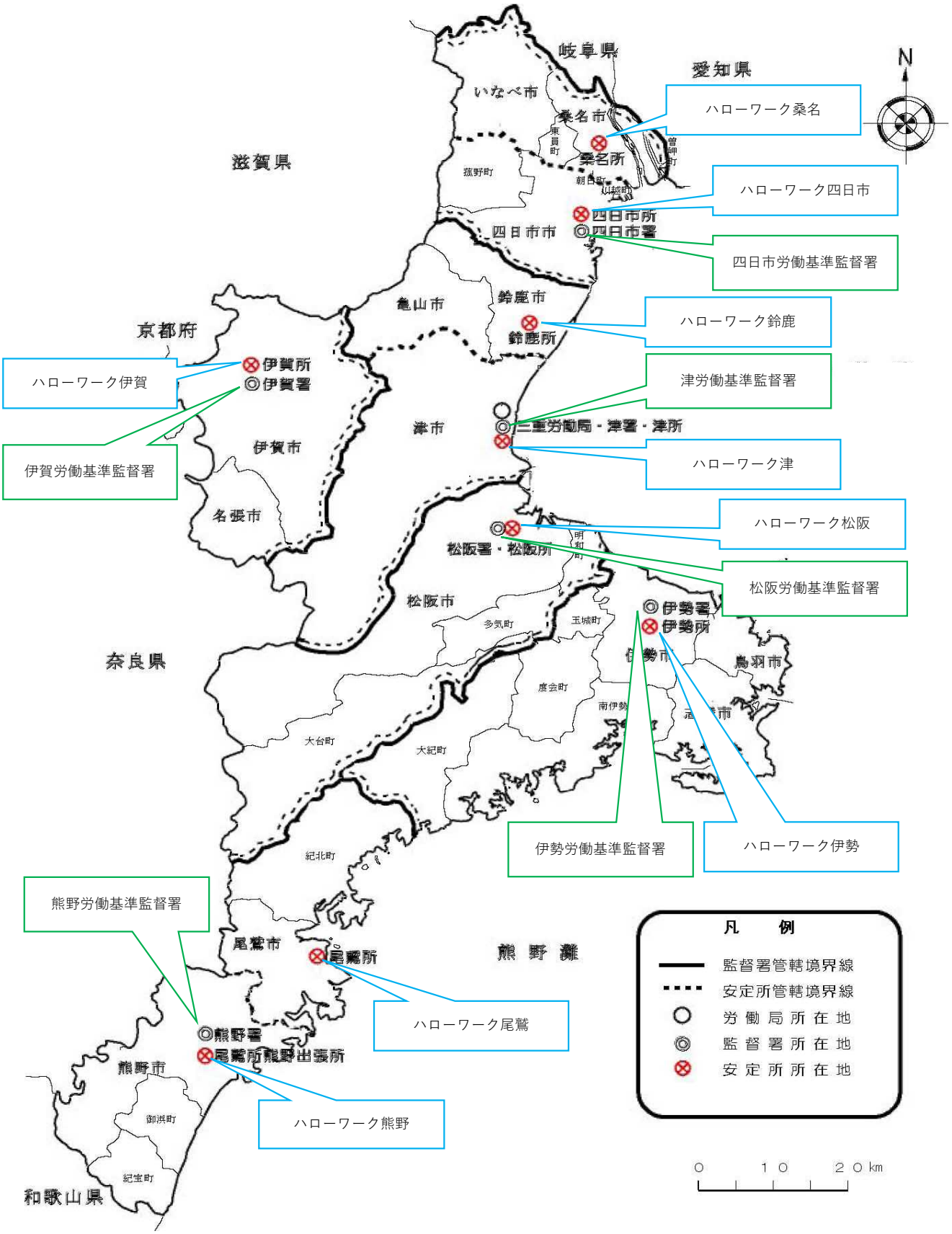
岐阜県
愛知県
滋賀県
京都府
奈良県
和歌山県
熊野灘
いなべ市
桑名市
東員町
菰野町
朝日町
川越町
四日市市
亀山市
鈴鹿市
伊賀市
名張市
津市
松阪市
多気町
明和町
玉城町
伊勢市
鳥羽市
度会町
南伊勢町
大台町
大紀町
紀北町
尾鷲市
熊野市
御浜町
紀宝町
桑名所
四日市所
四日市署
鈴鹿所
伊賀所
伊賀署
三重労働局・津署・津所
松阪署・松阪所
伊勢署
伊勢所
尾鷲所
熊野署
尾鷲所熊野出張所
ハローワーク桑名
ハローワーク四日市
四日市労働基準監督署
ハローワーク鈴鹿
津労働基準監督署
ハローワーク伊賀
伊賀労働基準監督署
ハローワーク津
ハローワーク松阪
松阪労働基準監督署
伊勢労働基準監督署
ハローワーク伊勢
熊野労働基準監督署
ハローワーク尾鷲
ハローワーク熊野
N
凡　例
監督署管轄境界線
安定所管轄境界線
労働局所在地
監督署所在地
安定所所在地
0　10　20 km

三重労働局の組織と業務内容

三 重 労 働 局

〒514－8524 津市島崎町327－2 津第二地方合同庁舎

総 務 部

- 総 務 課 ☎059－226－2105 → 労働局全体の庶務・会計事務、情報公開の取次ぎや庁舎管理、国有財産の管理等
- 労働保険徴収室 ☎059－226－2100 → 労働保険成立や保険料の決定・徴収に関する業務

雇用環境・均等室

（企画）☎059－261－2978
（指導）☎059－226－2318・059－226－2110

→ 労働局内の総合的な調整、働き方改革と女性の活躍の推進、男女の均等な機会及び待遇確保、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者の雇用管理改善、総合労働相談、各種助成金に関する業務等

労 働 基 準 部

- 監 督 課 ☎059－226－2106 → 労働条件の確保・改善、事業場への監督指導の業務
- 賃 金 室 ☎059－226－2108 → 最低賃金、家内労働に関する業務等
- 健 康 安 全 課 ☎059－226－2107 → 労働災害の防止指導や特定機械の検査、免許証の交付業務等
- 労 災 補 償 課 ☎059－226－2109 → 労災保険の給付、被災労働者の社会復帰促進の業務等

職 業 安 定 部

- 職 業 安 定 課 ☎059－226－2305 → 職業紹介・職業指導、雇用保険事業に関する業務
- 職 業 対 策 課 ☎059－226－2306 → 高齢者や障害者等の雇用対策、各種助成金に関する業務等
- 訓 練 課 ☎059－261－2941 → 求職者支援制度、職業訓練全般、若年者雇用対策、生活保護受給者等の就労支援業務等
- 需給調整事業室 ☎059－226－2165 → 労働者派遣や民営職業紹介に関する業務等

三重労働局総合労働相談コーナーの所在地

三重労働局　雇用環境・均等室

〒５１４－８５２４　津市島崎町３２７－２
津第二地方合同庁舎２Ｆ　☎　０５９-２２６-２１１０

労働基準監督署・相談コーナーの所在地

四日市労働基準監督署

〒510-0064
四日市市新正２-５-２３
方面（監督）０５９-３４２-０３４０
労　災　課　０５９-３５１-１６６１
安全衛生課　０５９-３４２-０３４１
総合労働相談コーナー　０５９-３５１-１６６２

松阪労働基準監督署

〒515-0011　松阪市高町４９３-６
松阪合同庁舎３Ｆ

☎　０５９８-５１-００１５

津労働基準監督署

〒514-0002　津市島崎町３２７-２
津第二地方合同庁舎１Ｆ
方面（監督）０５９-２２７-１２８２
労　災　課　０５９-２２７-１２８６
安全衛生課　０５９ -２２７-１２８４
総合労働相談コーナー　０５９-２９１-６７８８

伊勢労働基準監督署

〒516-0008
伊勢市船江１-１２-１６

☎　０５９６－２８-２１６４

伊賀労働基準監督署

〒518-0836 伊賀市緑ヶ丘本町1507-3
伊賀上野地方合同庁舎１Ｆ・３Ｆ

監督・安衛課　０５９５-２１―０８０２
労　災　　課　０５９５-２１―０８０３

熊野労働基準監督署

〒519-4324
熊野市井戸町６７２-３

☎　０５９７-８５―２２７７

※ 各労働基準監督署内には総合労働相談コーナーが設置されています。

ハローワーク・関連施設の所在地

ハローワーク桑名

〒５１１-００７８
桑名市桑栄町1-2　サンファーレ北館1F

☎　０５９４-２２-５１４１
【コールセンター対応】

ハローワーク四日市

〒５１０-００９３
四日市市本町３-９５

☎　０５９-３５３-５５６６
【コールセンター対応】

ハローワーク鈴鹿

〒５１３-８６０９
鈴鹿市神戸９-１３-３

☎　０５９-３８２-８６０９
【コールセンター対応】

ハローワーク津

〒５１４-８５２１
津市島崎町３２７-１

☎　０５９-２２８-９１６１
【コールセンター対応】

ハローワーク松阪

〒５１５-８５０９
松阪市高町493-6　松阪合同庁舎１Ｆ

☎　０５９８-５１-０８６０
【コールセンター対応】

ハローワーク伊勢

〒５１６-００７２
伊勢市宮後1-1-35　ＭｉｒａｉＳＥ　８階

☎　０５９６-２７-８６０９
【コールセンター対応】

ハローワーク伊賀

〒５１８-０８２３
伊賀市四十九町３０７４-２

☎　０５９５-２１-３２２１

ハローワーク尾鷲

〒５１９-３６１２
尾鷲市林町２-３５

☎　０５９７-２２-０３２７

ハローワーク熊野

〒５１９-４３２４
熊野市井戸町赤坂７３９-３

☎　０５９７-８９-５３５１

名称	所在地	電話番号
みえ新卒応援ハローワーク	〒514-0009 津市羽所町700　アスト津３Ｆ	０５９－２２９－９５９１
志摩市ふるさとハローワーク	〒517-0501 志摩市阿児町鵜方3098-9	０５９９－４６－０９８６
ハローワークプラザ名張	〒518-0718 名張市丸之内79 名張市総合福祉センターふれあい１Ｆ	０５９５－６３－０９００